



平成28年1月22日

市川市長 大久保 博 様

市川市市政戦略会議
会長 齊藤 壽彦

行政サービスの運営方法について（答申）

平成26年10月21日付け市川第20141017-0212号で市川市市政戦略会議へ
諮問のあった標記の件について、当会議において審議した結果、次のとおり答申
いたします。

「行政サービスの運営方法について」に対する答申

本市ではこれまで、行財政改革の取り組みの一環として「アウトソーシング」を積極的に活用することにより、行政サービス水準の向上や運営コストの縮減を図るなど、一定の成果を収めてきたものと評価する。

しかし、経済情勢の先行きが未だ不透明な中、市民ニーズの多様化・高度化や少子高齢化等の影響による社会保障関係経費の増加など、今後も厳しい財政状況が予想されており、最少の経費で最大の効果を挙げるため、引き続き、効率的・効果的な行財政運営を実践することが求められる。

当会議は、この基本的な考え方にに基づき、諮問を受けた「行政サービスの運営方法について」に関し、審議経過を踏まえた提言を下記のとおり記述するので、十分に配慮されたい。

記

1. 行政サービスの運営方法について

行政サービスの運営方法には、行政が直接業務を行う直営方式のほか、業務委託や指定管理者制度、PFI等の民間活力の導入方式、また、市民との協働などの多様な実施形態があり、サービス内容に応じた最適な運営方式の選択が必要とされる。当会議は、これらの運営方式の選択において考慮すべき事項を以下のとおり提言する。

(1) 市民参加

- ・市民の利便性の視点、地域連携の視点、市民協働の視点

(2) 効率的な運営

- ・コスト縮減の視点、施設利用率の向上の視点、受益者負担の視点

(3) 行政の役割

- ・公益性の視点、公平性の視点、コンプライアンスの視点、文化等振興の視点

2. 個別業務の改善提案について

別紙に、諮問事項の審議・検証の端緒とするために意見交換を行った「図書館」、「体育館」、「窓口業務」の運営方法に関する改善提案を取りまとめたので、今後の行財政運営に活用されたい。

答 申 書

(別 紙)

本市の行政サービスのあり方について
(2) 行政サービスの運営方法について

(確定稿)

平成 28 年 1 月 22 日
市川市市政戦略会議

はじめに

厳しい財政事情に対応するとともに市政に対して市民の満足が得られるようにするため、平成26年10月21日に市長から、「本市の行政サービスのあり方について」の諮問を受け、平成27年4月28日の「(1)本市の行財政改革に関する検証について」に続き、「(2)行政サービスの運営方法について」に関して、答申するものである。

当会議では、行政サービスの運営方法の見直しについて、6回にわたって審議を重ね、1.行政サービスの運営方法の「見直しの視点」及び、2.審議対象事業への「具体的な提案」についての成案を得た。

市当局がその運営方法を見直す際には、「市民参加」、「効率的な運営」、「行政の役割」という3つの視角が基本となる。当会議は、「市民参加」については、市民の利便性、地域連携、市民協働の視点、「効率的な運営」については、稼働率向上、コスト縮減、受益者負担の視点、「行政の役割」については、公益性、公平性、コンプライアンス、文化等振興の視点が重要であると判断した。当会議としては、これらの視点を共通の基準として、全庁統一的な改革に取り組みられるよう、要望する。

本答申では、市当局が自らの業務を見直す際の有効なテキストとなるよう、「見直しの視点」の活用方法についても提案した。見直しの対象事業・施設について、機能（業務）、役割を細分化し、見直しの視点と機能を評価票に落とし込み、機能ごとに最適な運営方法を検討するという3つのステップを踏むということである。

当会議では、図書館、体育館、窓口業務という3事業について、視察も行い、検討した。これらについて、本答申は、上記の視点が重要であることを確認するとともに、さらに、「民間活力の積極的な導入」とその「検証に基づいた適切な判断」を行うことを提唱し、さらに、行政サービスの向上に向けた取り組みについての「具体的な提案」を行っている。

当会議で提言した「運営方法の見直しの視点」に基づく取り組みは、市当局、公共的なサービスを提供する民間事業者、市民が一体となって実行していかなければならない。この際、自ら気づき改善を進めるための職員の意識改革、縦割り意識を脱却して部署間連携を強化する組織作り、市民と行政が情報を共有して相互理解を深める体制作りが必要である。

以上の行政サービスの運営方法についての提案を本市が実行に移されるよう、強く要望する。

平成 28 年 1 月

市川市市政戦略会議
会 長 齊藤 壽彦

目 次

I. 行政サービスの運営方法の見直しについて・・・・・・・・・・・・・・・・	P 3
1. 「見直しの視点」の提案	
2. 「見直しの視点」の活用のステップ	
II. 見直しの視点以外の具体的な提案について・・・・・・・・・・・・・・	P 10
III. 運営方法の見直しを実現するために・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 16
IV. 市川市市政戦略会議委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 18
V. 会議の開催状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 19

1. 行政サービスの運営方法の見直しについて

◆諮問及び答申について

人々の生活様式や社会経済情勢が変化している中で、行政サービスに対する住民ニーズは、多様化、高度化の傾向にある。

そして、多くの地方自治体が、少子高齢化の影響等により税収の減少や扶助費の増加など、厳しい財政状況にあるのが現状である。

本市においても例外ではなく、限られた行政資源の中で今後も住民ニーズに適切に対応していくため、歳出の削減や積極的な歳入の確保など聖域なく行財政改革を進めていく必要がある。

その取り組みの一つとして事務事業のアウトソーシングがあり、本市ではこれまで、平成16年に「市川市アウトソーシング基準」を策定し、積極的に事務事業のアウトソーシングを進めてきた。

このアウトソーシングは、民間の効率的な運営手法や専門性を導入することで、市民サービスの向上やコスト削減等を図るもので、行財政改革の有効な手段の一つとして、広く全国の地方自治体において導入されている。

一方、現行の「市川市アウトソーシング基準」は、策定から10年以上が経過しており、新たに創設された事業運営方式や業務委託が可能な範囲の拡大などが反映されていないため、その見直しを行う必要が生じている。

また、当該基準の改正を契機として、既存事業の運営方法についても、全庁的な見直し・点検を並行して行うべきと考える。

今回の諮問事項は、まさに、本市が「アウトソーシング基準や既存事業の運営方法の見直し」を行うに当たり、どのような視点をもって取り組むべきか、について問われたものと認識している。

本答申は、このような本市の現状を踏まえ、当会議を構成する市民、学識経験者、関係団体からの推薦者の意見を十分に取り入れ、その審議内容を体系的に取りまとめる形で構成されているものである。

1. 「見直しの視点」の提案

◀「見直しの視点」のプロセス▶

47万人の市民が暮らす本市では、行政サービスの種類も多岐にわたり、また、その数も膨大である。

これら一つひとつの行政サービスを検証し、各々に「見直しの視点」を附していくことは現実的に困難である。

そこで当会議では、以下の選択基準に従い個別の行政サービスを審議・検証し、それぞれに求められる見直しの視点を作成、その後、各サービスに共通する視点を抽出することで、「市の全事業に共通する見直しの視点」を選定することとした。

【選択基準】

- ・市民にとって身近な事業、施設であること。
- ・誰もが利用経験のある事業、施設であること。
- ・比較検証を容易にするため、複数の運営手法を採用していること。

当会議では、この3要件を満たす事業・施設として、図書館、体育館、窓口業務（以下、「3事業等」という。）を選択した。

また、審議対象とした3事業等については、それぞれ2ヶ所、合計6ヶ所の現地視察を行い、審議内容の趣旨やイメージを各委員の間で共有し、より闊達な議論となるよう努めたところである。

議事進行のプロセス

○3事業等それぞれについて、事業内容等の共通理解を図る。



○3事業等について、それぞれ2ヶ所の現地視察を行う。



○現地視察の結果も参考に、3事業等の見直しの視点を審議する。



○審議された3事業等の見直しの視点のうち、共通する視点を抽出する。

なお、今回は、既存の事業や施設の「必要性」について論じたものではなく、あくまで既存の事業や施設の「運営方法」について審議し、答申するものである。

◆ 3 事業等に関する「見直しの視点」

《図書館》

図書館は、市民にとって身近な、誰もが利用経験のある公共施設であることや、市職員による運営のほか、指定管理者制度を導入している図書館もあり、運営方法の比較検討も可能であるため、審議対象として選定したものである。

審議では、コスト面を重視した効率的な運営のみならず、地域との積極的な連携や子育て関係施設との複合化、また、市民ニーズの把握に当たっては図書館利用者限定することなく、利用していない方の声も広く聴くこと、といった提案も出された。

＜提案された主な見直しの視点＞

- ・ 経営の視点、立地の視点、地域連携の視点、利用者の視点

《体育館》

本市の体育館は、基本的には市職員による運営であるが、他市では管理運営業務に指定管理者制度を導入している事例があることから審議対象としたものである。

議論の中では、視察時の施設利用者の多さに「活気を感じた」との声や、既に行われている健康支援プログラム等の取り組みに賛同する意見等があった一方で、立地上の関係から、利用が難しい市民にとっては、不公平感を抱く場合もあり、受益者（利用者）負担の原則を徹底すべきなどの意見もあった。

＜提案された主な見直しの視点＞

- ・ スポーツ振興の視点、稼働率向上の視点、公平性の視点、受益者負担の視点

《窓口業務》

窓口業務、特に戸籍・住民票の届出、交付事務等を取り扱う市民課系の窓口については、市民にとって利用頻度は低いものの、誰もが利用する行政サービスの一つである。

また、一部の窓口では、戸籍・住民票の交付事務について業務委託を導入している部署もあることから、運営方法の比較検討も可能であるため審議対象とした。

今回、運営方法の異なる2ヶ所の窓口（行徳支所市民課、市川駅行政サービスセンター）を視察したが、共通する事務が戸籍・住民票の交付事務といった定型業務が主たる内容であるため、行政サービス水準においては、運営方法の違いによる格差が生じる余地が少ないと思われる。

このため、審議では、市民の使いやすさと運営コスト削減に重点を置いて検証すべきとの意見が大勢を占めた。

＜提案された主な見直しの視点＞

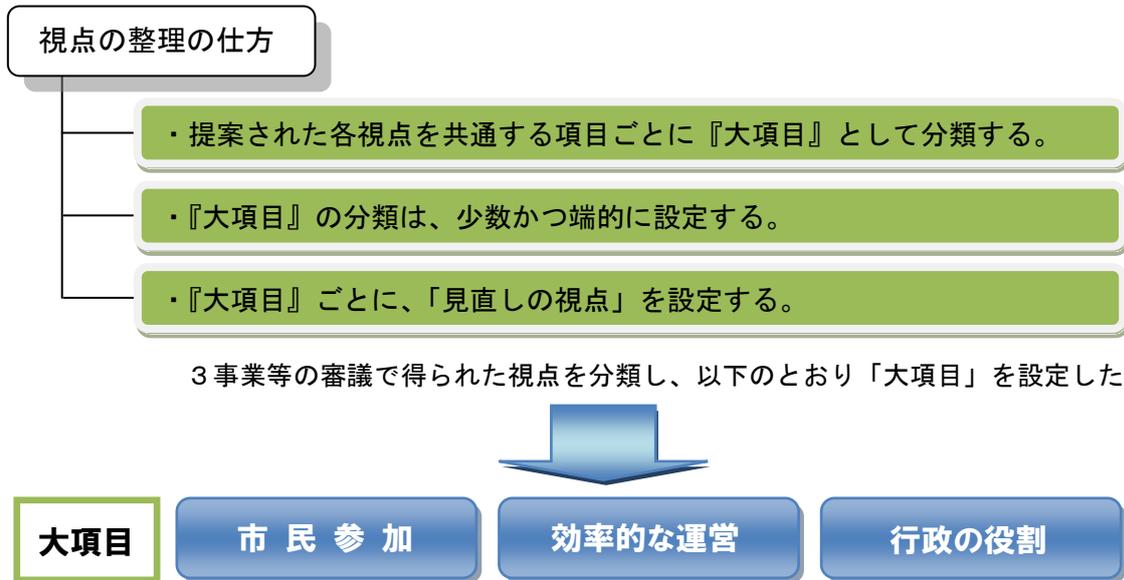
- ・ 市民の利便性の視点、業務効率向上の視点、コンプライアンスの視点、立地の視点

◀「見直しの視点」の提言▶

◆ 3事業等で提案された「見直しの視点」の整理

全事業に共通する「見直しの視点」を抽出するため、以下の点から整理した。

- ・ 3事業等の審議で出された各視点は、できる限り整理・統合する。
- ・ 発信力を持たせるため、視点の数は少なく、シンプルにする。



◆ 大項目ごとの「見直しの視点」

3事業等の審議で得られた各視点を「大項目」に整理統合したが、大項目ごとの個別の「見直しの視点」は以下のとおりとなっている。

◀ 市民参加 ▶

事業・施設の運営方法の見直しに当たっては、市民の声を踏まえ、市民の目線に立って取り組むべきとする視点。

- ・ 市民の利便性の視点、地域連携の視点、市民協働の視点

◀ 効率的な運営 ▶

施設稼働率の向上や運営コストの縮減といった経済性の視点。

- ・ 稼働率向上の視点、コスト縮減の視点、受益者負担の視点

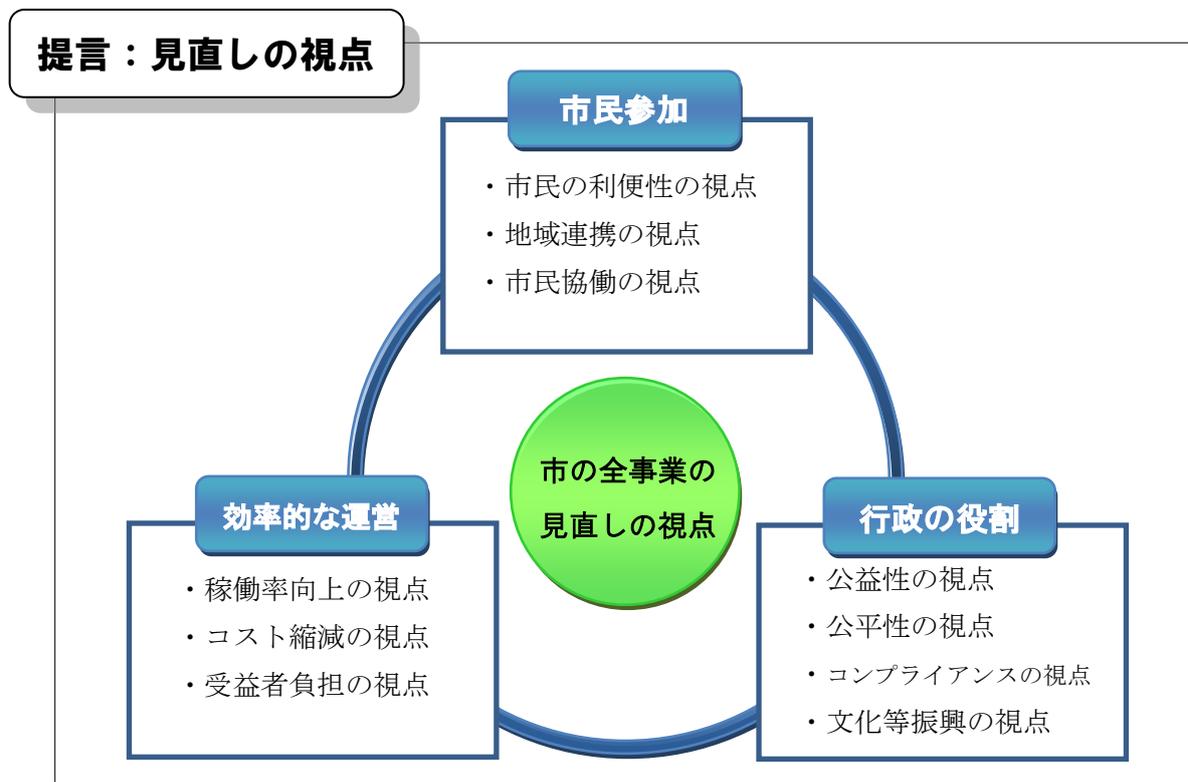
◀ 行政の役割 ▶

住民福祉向上の観点から「公益性や公平性の確保」といった行政の果たすべき責務の視点。

- ・ 公益性の視点、公平性の視点、コンプライアンスの視点、文化等振興の視点

◆まとめ：市の全事業に共通する「見直しの視点」

以下は、これまでの一連の経過を体系的にイメージ図化したものであるが、今後本市がアウトソーシング基準の改正や既存の運営方法の見直しを行うに当たり、各部署が各々の視点でバラバラに取り組むのではなく、これらの視点を共通の基準として、全庁統一的な改革に取り組まれるよう、要望するものである。



2. 「見直しの視点」の活用のステップ

◆視点の活用に関する提案

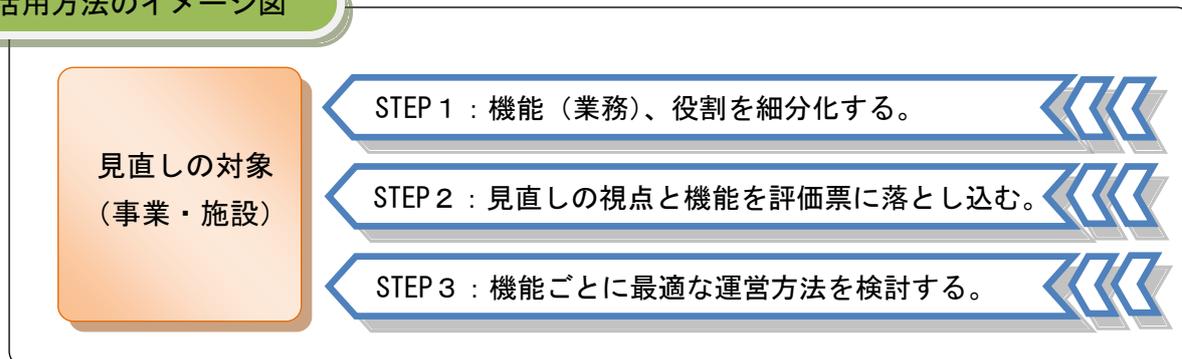
見直しの視点を提案したものの、本提案はあくまで概念的なものである。
審議では、本答申が、市職員が自らの業務を見直す際の有効なテキストとなるよう、見直しの視点の「活用方法」についても提案することとした。

◆事業・施設の機能を分化する

こうした中で、「事業・施設が有する機能（業務）、役割をできる限り整理・細分化して、その分化された機能ごとに最適な運営方法を検証する」、という考え方が提案され、全会一致で採択された。

当会議としては、前項の「見直しの視点」と、この「機能分化」の考え方をベースとし、以下の通り「見直しの視点の活用方法」を提案するものである。

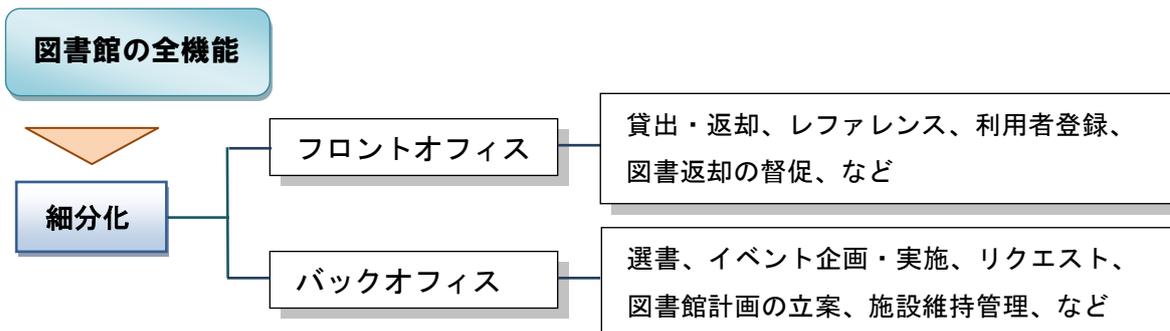
活用方法のイメージ図



◆活用方法の例

図書館の例 ※一般的な公立図書館を想定。

STEP 1 : 機能（業務）、役割を細分化する。



STEP 2：見直しの視点と機能を評価票に落とし込む。

以下のような評価票に対し、縦軸に「見直しの視点」、横軸に分化した「機能」を配置し評価する。

見直しの視点		機 能				
大項目	視 点	貸出・返却	レファレンス	選 書	各種企画	(以下略)
市民参加	市民の利便性の視点	◎				
	地域連携の視点		◎	◎	◎	
	市民協働の視点				◎	
効率的な 運営	稼働率向上の視点				◎	
	コスト削減の視点	◎				
	受益者負担の視点					
行政の役割	公益性の視点		◎	◎	◎	
	公平性の視点			◎	◎	
	コンプライアンスの視点					
	文化等振興の視点		◎			
評価（例）		A	C	C	B	

※ ◎印は該当箇所を示す。

STEP 3：機能ごとに最適な運営方法を検討する。

機能ごとに判定された評価結果等をもとに、最適な運営方法を検討する。

【評価（例）】

- A：直営以外の運営方法や多様な雇用形態の活用が望ましい。
- B：直営あるいは直営以外の運営方法や多様な雇用形態の活用が検討できる。
- C：直営での運営方法が望ましい。

上記の「評価の例」は参考として示すものであり、具体的な評価・判定の方法については、行政サイドの判断に委ねるものである。

また、今回は図書館を例に挙げているが、本項で提案する活用方法は、施設のみに適用されるものではなく、「機能（業務）を細分化してそれぞれ検証する」という意味において、その対象は市の全事務事業を想定しているものである。

いずれにしても、当会議としては、前項の「見直しの視点」と本項の「機能分化」の考え方を併用し、効果的で効率的な「見直し」が行われるよう、切に願うところである。

II. 見直しの視点以外の具体的な提案について

審議及び現地視察の対象とした3事業等については、見直しの視点のみならず、運営方法そのものに対する具体的な改善提案も多く寄せられた。

当会議としては、今後の市政運営において、短期間で効果が望める、即効性のあるものとして、3事業等それぞれについて個別具体的な提案をするものである。

提言：民間活力の積極的な導入

◆アウトソーシングの更なる推進

本市の財政状況については、今後、扶助費の増加、老朽化した公共施設の更新等による多額の財政支出が見込まれていることから、当会議としても限りのある行政財源は効率的かつ効果的に活用すべきとの考えを持って審議に臨んだところである。

指定管理者制度を導入している「市川駅南口図書館」では、市の方針に沿った独自イベントの企画・実施や長時間開館を行っている。

また、戸籍・住民票の交付窓口に業務委託を導入している「市川駅行政サービスセンター」では、管理運営コストの削減や開庁時間を延長していることなど、現地視察では、アウトソーシングを導入した事業や施設において、随所にその効果が見受けられるところである。

このような実態を踏まえ、当会議としては、民間活力を今後も積極的に導入することを提案するものである。

◆検証に基づいた適切な判断

既に民間活力を導入している事業・施設においては、単に前例踏襲により業務を継続するのではなく、時代の変化に合わせて常に見直し・検証を行い、その導入が適切でないと判断されるような場合には、市職員が直接業務に従事する直営方式に戻すことや他の運営形態を模索するなど、最適な運営方法を選択するよう提案するものである。

1. 図書館



行徳図書館



市川駅南口図書館

◆民間活力の導入

本市では、直営の中央図書館が図書館サービスや図書館施策のコントロールタワーとしての機能を担い、残りの4館1室の地域図書館の運営をバックアップしている。

この地域図書館の一つに市川駅南口図書館があり、平成21年4月に開館して以来、指定管理者制度を導入している。

これまで市の方針に沿った独自イベントの企画・実施、また長時間開館に対応する職員配置等を行い、利用者の利便性の向上が図られていることから、他の地域図書館においても民間活力の導入を検討することを提案する。

しかし、当会議では指定管理者制度について、その課題として指定の期間に定めがあり、事業者にとってその継続性が担保されるものではないことから、地域特性等がある専門的知識や経験の蓄積がされにくいのではないかと指摘があった。

また、図書館法第17条で「公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。」と規定されていることから、利用料金制を採用することによる指定管理者のノウハウ、創意工夫等を活かした自立的な経営努力が発揮できる余地が乏しいという現状がある。

そこで、図書館の運営方法を検討する際はコスト面のみならず、図書館利用者だけではなく非利用者の声にも広く耳を傾け、本市の図書館の位置づけや果たすべき役割などの基本的な考え方を整理した上で、民間活力の導入の可否、範囲等について検討すべきである。

◆行政サービスの向上に向けた取り組みの提案

(1)利用機会の拡大

本市における公立図書館全館の休館日は月曜日となっており、近隣市でも多くの公立図書館が一斉に月曜日が休館となっているが、近年のライフスタイルの変化から、休館日を変更・縮小している地方自治体も増えてきている。

本市においてもサービスの向上を図るため、図書館の規模や立地、機能等の特性を考慮した上で、利用者の利用機会の拡大を検討することを提言する。

(2)空間の有効利用

図書館は地域の身近な存在であり、社会情勢や利用者のニーズに対応し、人が集まる取り組みを行っていく必要がある。

例えば、余裕のある空間を有効に活用し、地域の文化を伝えるイベントの実施や高齢者が子どもへ読み聞かせをする多世代交流を進めるなど、多くの人々が交流する「活動空間」としての図書館サービスを積極的に展開していくことを提言する。

(3)読書環境の整備

行徳図書館、市川駅南口図書館は、子どもと大人それぞれを対象とした図書を陳列するスペースが同じフロアにある。

特に、市川駅南口図書館については、通勤帰りのビジネスマンを対象としたビジネス書や文庫本、新書等を蔵書の中心とするなど、短時間滞在型の駅前情報拠点と位置付けているとのことである。

現地での説明によれば、子ども連れの利用者は気を遣いながら利用している一方、大人の利用者は静かに落ち着いて本を読める空間を求めている、とのことであった。

当会議としては、余剰のスペースを有効活用するなどの工夫や見直しを行うことで、子どもと大人が互いに心地良く図書館を利用する環境を整備すべきであると提言する。

2. 体育館



国府台市民体育館
【トレーニング室】



塩浜市民体育館
【第一体育館】

◆民間活力の導入

本市における体育館の運営は、基本的には市職員による運営である。

一方、他市では、指定管理者制度を導入することで自主事業を積極的に展開し利用者が増加するなど、市民から高い評価を得ている事例が数多くある。

この指定管理者制度は、民間事業者のノウハウを活かした施設運営が可能であるため、行政サービスの向上や運営コストの削減が期待できるものである。

また、体育館は施設利用料の收受が可能であるため、利用料金制を導入することで指定管理者にインセンティブを与え、自主的な経営努力も期待できる。

民間活力の導入について、既存の体育館は老朽化等の状況から事業参入が敬遠される可能性もあるが、今後、体育館等のスポーツ施設の建設、建替えの際には、指定管理者制度などのアウトソーシングを検討すべきと考える。

◆行政サービスの向上に向けた、既存の業務内容への提案

(1)社会ニーズに合った運営

現地視察の限りでは、体育館に併設されているトレーニング室は筋力アップを目指す若者の利用が目立っていたが、本来、行政が運営するトレーニング室は、体力づくりだけでなく、健康増進、生活習慣の改善など、様々な目的を持って、老若男女、様々な世代が身体の状態に合わせて利用されることが望ましいと考える。

超高齢社会を迎え、健康増進、余暇の充実といった社会的ニーズが益々増えてきている。このような背景を踏まえると、筋力アップを目指す若者だけではなく、丁寧な広報や運営方法の工夫等により、様々な目的を持った多世代が利用できる環境を整えることが重要であると考えられる。

(2)施設の愛称付けによる利用機会の拡充

体育館には、剣道場、柔道場などの施設があり、その利用については剣道・柔道といった特定のスポーツに限定されているものと認識していたが、実際には、社交ダンスなどにも利用されている。

利用の機会を限定することなく、様々なスポーツやレクリエーションに利用されること自体は、施設稼働率の向上の観点から好ましく、今後も更なる拡大を図るべきものとする。

しかし、市民には、剣道場や柔道場といった名称から様々なスポーツのサークル活動が行われているとは連想し難いと思われる。

主たる目的である「剣道場」や「柔道場」といった名称を残しつつ、それに加え、多くの利用者にとって親しみやすい愛称を付けることで、多目的に利用できることを広く周知し、更なる利用機会の拡充を図ることを提案する。

3. 窓口業務



市川駅行政サービスセンター



行徳支所市民課

◆民間活力の導入

市川駅行政サービスセンターは、戸籍・住民票を取り扱う窓口の中では唯一業務委託を導入している窓口である。

直営と異なり、受託業者が業務の繁閑に応じて従事者数や勤務時間の割振りなどの弾力的な人員配置を行うことが可能で、これは、窓口での市民の待ち時間を短縮するという効果があり、評価できるものである。

このことから、当会議としては窓口業務について、国が示す対象可能な業務の範囲内においては、委託可能な業務の範囲内においては、アウトソーシングを積極的に導入していくべきと考える。

ただし、法令等の規定により職員が直接従事しなければならない業務、許認可等の行政処分に関する業務、政策形成に関する業務等については、市職員が処理すべき業務であると考えられるため、これらについてはその限りでない。

◆行政サービスの向上に向けた取り組みの提案

(1)サービスの質の平準化

市民が市役所とはどのようなところかと想像すると、「窓口」を思い浮かべる方が多いだろう。

窓口は、市民にとって自治体の印象を左右する顔とも言える存在であり、効率的かつ快適なサービスの提供が求められる。

このことを踏まえ、職員の人事異動があった場合においても、サービス水準の低下を招くことなく、常に維持・向上が図られるよう、職員研修の充実や業務効率の改善に向けた積極的な取り組みを要望する。

Ⅲ. 運営方法の見直しを実現するために

当会議で提言した「運営方法の見直しの視点」に基づく取り組みは、行政単独での実現は困難であると考ええる。

ライフスタイルの変化等に伴う市民ニーズの多様化・高度化の状況を踏まえると、行政当局は勿論のこと、社会福祉法人やNPO法人などの公共的なサービスを提供する民間事業者、更には、行政サービスを受取る市民が一体となって、より効率的・効果的なサービス提供のあり方を考えていく必要がある。

そこで、当会議では、市行政職員と市民に向けて提言を行うこととした。

(1) 自ら気づき改善・見直しを進める職員

本市を取り巻く環境は、社会保障関係経費の増加や公共施設の老朽化対策、また、少子高齢化による生産年齢人口の減少が見込まれるなど、依然として厳しい財政運営が予想されている。

そのような状況の中、今後も継続して安定かつ充実した市民サービスを提供するためには、職員一人ひとりが、業務上の課題について、主体的に改善していく姿勢を常に持ち続けることが重要である。

そして、そのための職員の意識改革をこれまで以上に積極的に進めるべきであると考ええる。

(2) 縦割り意識を脱却し、部署間連携を強化する組織

現地視察を行った行徳図書館には、その4階に「お話室」が設置されており、週に1回、子どもを対象とした絵本の読み聞かせが行われている。

行徳図書館は、行徳公民館、末広こども館が併設される複合施設となっているが、公民館、こども館を利用した同様の読み聞かせの行事が、市主催によりまた、子育てサークル等の利用者の自主運営により行われている。

例えば、これら一連の情報が各施設で提供されることになれば、生活スタイルに合わせ利用できる行事の範囲が広がるなど、市民サービスの向上に繋がることが見込まれる。

本市では当会議で検証した以外にも多くの事業が実施されているが、これらの事業が組織の枠を超えて相互に連携することで、効果的なサービス提供が可能となるものと考ええる。

前例踏襲、組織の枠組みに捉われることなく、市民の目線に立って、業務の見直しに取り組んでいただきたい。

(3) 市民が市の情報を共有し、相互理解を図る体制作り

市民生活に影響のある行財政改革を実施する上では、本市の財政状況やその実施に至るまでの経緯・経過などを丁寧に説明するなど、市民への十分な情報提供が求められるところであるが、この点について、前回の答申で事前の周知不足を指摘した。

社会経済情勢が大きく変化する中、社会保障関係経費などの財政支出が増加傾向にある本市の財政運営の現状や将来見通しを広く市民に伝えることで、行財政改革の取り組みに対する理解が得られるものと思われ、今後も積極的な情報提供を心掛ける必要がある。

そして、市民との相互理解を深める体制作りも重要である。

市民と行政が情報共有する場、意見を交換する場を設けることで、それぞれの立場で、どのような役割、責任を果たすことができるかといった議論が展開され、協働の関係が育まれるものとする。

IV. 市川市市政戦略会議委員名簿

氏名	所属・役職・職業	区分・分野	
齊藤 壽彦	千葉商科大学商経学部 教授	学識経験者	金融（財政）
一條 千弦	公認会計士・税理士	学識経験者	財務・会計
牛山 久仁彦	明治大学政治経済学部 教授	学識経験者	行政学
小林 航	千葉商科大学政策情報学部 准教授	学識経験者	公共経済
新田 英理子	特定非営利活動法人 日本NPOセンター 事務局長	学識経験者	NPO
松井 幾子	和洋女子大学 家政学群 健康栄養学類 准教授	学識経験者	保健
松永 哲也	株式会社ちばぎん総合研究所 専務取締役	学識経験者	金融経済
中臺 洋	市川商工会議所青年部 監事	関係団体推薦	地域経済
立川 和子	市川市民生委員児童委員協議会 副会長	関係団体推薦	地域福祉
ハリス 貴子	市川市立下貝塚中学校PTA 会長	関係団体推薦	教育
湯浅 健弘	公益社団法人市川法人会 理事	関係団体推薦	税
若菜 泰裕	連合千葉総武地域協議会 市川浦安地区連絡会 事務局長	関係団体推薦	労働
秋葉 克己		公募市民	
白井 一美		公募市民	
松本 浩和		公募市民	

V. 会議の開催状況

開催日	開催時間	会議内容	出席者数
平成 27 年 4 月 28 日(火)	16:00～18:00	諮問	12 名
平成 27 年 5 月 26 日(火)	16:00～18:00	諮問事項の審議	13 名
平成 27 年 7 月 1 日(水)		《現地視察》 図書館、体育館、窓口業務	6 名
平成 27 年 7 月 16 日(木)		《現地視察》 図書館、体育館、窓口業務	3 名
平成 27 年 7 月 28 日(火)	16:00～18:00	諮問事項の審議	9 名
平成 27 年 8 月 25 日(火)	16:00～18:00	諮問事項の審議	10 名
平成 27 年 10 月 27 日(火)	16:00～18:00	諮問事項の審議	11 名
平成 27 年 11 月 24 日(火)	16:00～18:00	答申案の審議	9 名
平成 27 年 1 月 22 日(金)	15:00～15:30	答申	